

燃料電池バス導入促進補助事業補助金公募要領

この要領は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほか、要綱第 22 条第 1 項に基づき、燃料電池バス導入促進補助事業補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

第 1 条 要綱及び本要領における用語の定義

(1) 「燃料電池バス」

搭載された水素を燃料として用いた燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない車両であって、次に掲げる要件を満たすもの。

- ① 検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規程による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）で自動車登録番号標の交付を受けた自動車
- ② 定員 20 人以上の乗り合い自動車、もしくは最大出力 8.5kW 以上の電力供給機能を有し、車内に整備された燃料電池による電力を外部への給電や車内の機器へ活用することにより、CO₂ 排出量の削減に寄与及び社会活動の一端を担うことのできる商用車

(2) 「リース契約」

燃料電池バスの貸主が、当該燃料電池バスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池バスを使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該燃料電池バスの使用料を支払う契約。

(3) 「リース事業者」

リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下、「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池バスの貸付等を行う者。

第 2 条 募集期間

- 1 この補助事業の募集期間は、令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 10 月 27 日（金）までとする。ただし、申請額が予算の上限に達しなかった場合は、追加募集を行うことがある。
- 2 申請額の合計が予算の範囲を超える等の場合は、提出された申請内容により、県が審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行う。なお、審査内容及び審査項目は非公表とする。

第 3 条 補助事業の対象となる者

県内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する次に掲げる者。

ただし、国（環境省）の「令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業）」の交付決定を受けた者に限る。

- (1) 民間企業（リース・レンタル事業者を含む。）
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (4) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

- (5) 法律により直接設立された法人
- (6) その他知事が認める者

第4条 補助事業の対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象バスの車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、オプション等の諸費用は含まない。

第5条 補助金の額

補助事業の対象となる経費から国補助金及び寄付金その他の収入額（市町補助金を含む）を除いた額の1/2（上限25,000千円）

第6条 補助金活用の掲示

本補助金の交付を受けて導入した燃料電池バスには、補助金の交付を受けた旨を標識等により掲示しなければならない。

本補助金の交付申請にあたっては、掲示案（デザイン及び掲示場所、サイズ、素材、固定方法等）を作成し、県に提出すること。

第7条 交付決定前の事前着手

- 1 要綱第4条の規定による交付決定の前に事業に着手する必要がある場合は、事前着手承認申請書（別紙様式4）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書（別紙様式5）により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費（当該年度中に発生したものに限り。）についても補助事業の対象とするものとする。
ただし、事前着手承認通知をもって、本補助金の交付が決定するものではない。

第8条 交付申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は次のとおりとする。

	提出書類	様式
申請書	補助金交付申請書	要綱様式第1号 別記 収支予算書
	誓約書※	要綱様式第1号の2 誓約書（暴排条例）
(添付書類)		
1	補助対象事業の概要〔予定〕	別紙様式1
2	車両本体価格が明記されている見積書、見積内訳書【写し】	
3	導入予定自動車の仕様書、カタログ等【写し】	
4	国補助の交付決定通知書【写し】	
5	登録事項証明書又は現在事項全部証明書 (発行日が3ヶ月以内のもの) ※	

6	<リース事業者の場合のみ提出> リース料金の算定根拠明細書【写し】	
7	消費税及び地方消費税の取扱いについて〔報告〕	別紙様式2
8	その他知事が必要と認める書類	

※リース契約等を行う場合、リース事業者とリース予定先事業者の両方が必要。
地方公共団体は提出不要。

第9条 実績報告に必要な書類

実績報告に必要な書類は、次のとおりとする。

	提出書類	様式
報告書	補助事業実績報告書	要綱様式第8号 別記 収支決算書
(添付書類)		
1	補助対象事業の概要〔確定〕	別紙様式3
2	購入車両の代金に係る請求書、請求内訳書【写し】	
3	購入車両の代金の支払いに係る領収書等【写し】	
4	購入車両の自動車検査証【写し】	
5	国補助の補助金額確定通知書【写し】	
6	<リース事業者の場合のみ提出> 車両のリース契約書【写し】	
7	<リース事業者の場合のみ提出。ただし、補助金の交付申請の際に添付したものから変更がない場合は不要> リース料金の算定根拠明細書【写し】	
8	<市町の補助金を受ける場合のみ提出> 市町補助金の交付決定通知書【写し】	
9	その他知事が必要と認める書類	

附則

- この公募要領は、令和5年8月1日から施行する。
- 当該補助金の交付決定に係る必要な手続き及びその他の行為は、この公募要領の施行の日前においても、この公募要領の規定の例によりすることができる。